

ドリームネット利用規約 - メール会員向け【現改比較表】 2023年5月25日現在

～2023年5月31日	2023年6月1日～
第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (略)
<p>(本規約の範囲・通知)</p> <p>第3条</p> <p>1 本規約は、本サービスをご利用いただく際の、当社と会員との間の一切の關係に適用します。本規約に添付、または変更の都度通知する個別規約は、本規約の一部とします。</p> <p>本規約と個別規約が抵触する場合には、個別規約が本規約に優先するものとします。法人契約者と別途個別契約を取り交わした場合は、その個別契約が本規約及び個別規約に優先するものとします。</p>	(略)
<p>2 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上 (https://www.nttr.co.jp/corporate_profile/agreement.html) への掲載その他の適切な方法により周知します。</p>	(略)
<p>3 本規約の変更の効力が発生した後、会員が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。</p>	(略)
<p>4 会員は、本規約、個別規約、当社が提供する本サービスの手引き及びマニュアルの記載事項ならびに当社が必要に応じて随時おこなう指導に従うものとします。</p>	(略)
<p>5 本サービスについて本規約で定めのない事項は、IP 通信網サービス契約約款が適用されるものとします。</p>	(略)
	<p>6 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。</p>
第4条～第18条 (略)	第4条～第18条 (略)
<p>(当社の免責)</p> <p>第19条</p> <p>1 当社は、会員が本サービスおよび本サービスを通じて他のサービスをご利用になることにより、またはご利用になれなかったことにより発生した損害について、当社の故意または重過失に基づくものを除き、責任も負わないものとします。</p> <p>2 当社は、本サービスの内容や会員が本サービスを利用して得る情報等について、その正確性、確実性、完全性、有用性等の保証をおこないません。</p> <p>3 会員は、本サービスを利用して発信・伝達する情報につき全ての責任を負うものとし、当社に迷惑または損害を及ぼさないものとします。</p>	<p>(当社の免責)</p> <p>第19条</p> <p>1 当社は、会員が本サービスおよび本サービスを通じて他のサービスをご利用になることにより、またはご利用になれなかったことにより発生した損害について、当社の故意または重過失に基づくものを除き、責任を負わないものとします。但し、本サービスに関する当社と会員との間の契約（本規約を含みます。）が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、本項は適用されません。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

ドリームネット利用規約 - メール会員向け【現改比較表】 2023年5月25日現在

～2023年5月31日

- 4 当社は、会員が本サービスや本サービスの設備に蓄積した、または会員が第三者に蓄積することを承認した、情報やデータに対する、他者による削除や改竄について、責任を負いません。
- 5 会員が、本サービスおよび本サービスを通じて他のサービスをご利用になることにより、他の会員または第三者に対して損害を 与えた場合、または紛争が発生した場合には、当該会員は自己の責任と費用において解決 **していただき**、当社には迷惑を及ぼさないもの とします。
- 6 本サービスの提供、変更、遅滞、中止若しくは廃止、本サービスを利用して登録、提供される情報等の流失若しくは消失 等、またはその他本サービスに関連して発生した会員の損害について、**当社の故意または重過失により発生したもの**を除き、当社は本規約にて明示的に定める以外責任を負いません。
- 7 当社は、会員がご使用になる機器、およびソフトウェアについて動作保証はおこなわないもの とします。
- 8 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。
- 第20条～第22条（略）

2023年6月1日～

- 4 当社は、会員が本サービスや本サービスの設備に蓄積した、または会員が第三者に蓄積することを承認した、情報やデータに対する、他者による削除や改竄について、**当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き**、責任を負いません。
- 5 会員が、本サービスおよび本サービスを通じて他のサービスをご利用になることにより、他の会員または第三者に対して損害を 与えた場合、または紛争が発生した場合には、当該会員は自己の責任と費用において解決し、当社には迷惑を及ぼさないもの とします。
- 6 本サービスの提供、変更、遅滞、中止若しくは廃止、本サービスを利用して登録、提供される情報等の流失若しくは消失 等、またはその他本サービスに関連して発生した会員の損害について、**当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き**、当社は本規約にて明示的に定める以外責任を負いません。
- （略）
- 8 本条第1項但し書に定める場合であっても、当社は、**当社の過失（重過失を除きます。）**による債務不履行又は不法行為により契約者に生じた損害のうち、間接損害、逸失利益に係る損害及び特別な事情から生じた損害（当社又は契約者が損害発生につき予見し、又は予見し得た場合を含みます。）については責任を負わず、かつ、本サービスの6ヶ月分の利用料金相当額を上限として損害賠償責任を負うもの とします。
- 9 前項に定める場合を除き、本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。
- 附則（令和5年5月24日）レパN第009600000488-01号
（実施期日）
- 1 この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。